

京都市告示第 3 1 5 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 2 年 1 2 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	鹿ヶ谷水0021号	左京区鹿ヶ谷桜谷町93番地の 4 地先 同上	
2	鹿ヶ谷水0022号	左京区鹿ヶ谷桜谷町93番地の 5 地先 同上	
3	鹿ヶ谷水0023号	左京区鹿ヶ谷桜谷町75番地地先 同町77番地地先	
4	太秦水0117号	右京区太秦奥殿町30番地の 3 地先 同町15番地の 7 地先	
5	嵯峨野水0076号	右京区嵯峨野宮ノ元町43番地地先 同町45番地の12地先	
6	下津林水0031号	西京区下津林北浦町 7 番地の 1 地先 同町 3 番地の20地先	

(建設局土木管理部道路明示課)